

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この会は日本婚礼写真協会という。

### (事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を会長の事業所である 東京都府中市宮町 2-10-10 高橋写真館に置き、総合口座、振替口座の管理は会計担当宅に置く。

### (目的)

第3条 この会は婚礼写真等における記録的写真に関する技術及び品質の向上することを目的とする事業を行い、併せて会員相互の繁栄と親睦を図ることを目的とする。

### (活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①婚礼写真等に関する研修会、展示会等の開催。
- ②会員相互の親睦を図るための事業
- ③その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

### (入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。会長は、正会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届けを会長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催促してもこれに応じず、役員会において支払いの意志がないと認定したとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の過半数の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) この団体の秩序を著しく害し、又は公序良俗に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

### 第3章 役員

(種別)

第12条 この団体に、次の役員を置く。

(1) 役員 3人以上15人以下

(2) 監事 1人以上3人以下

2 役員のうち、1人を会長、4人を副会長とし、副会長のうち1人を会計とする。

3 役員及び監事は総会において選任する。

4 会長、副会長は、役員の内選により定める。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない

6 監事は、役員又はこの団体の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 会長は、この団体を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けた時は会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 役員は、役員会を構成し、この定款の定め及び役員会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 役員の実務執行の状況を把握すること。
  - (2) この団体の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務または財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 役員の実務執行の状況またはこの団体の財産の状況について、役員に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員の実任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により再任された役員の実任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、実任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その実任期を、実任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

(欠員補充)

第15条 役員又は監事のうち、その定款の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第4章 総会

### (種別)

第18条 この団体の総会は、通常総会と臨時総会とする。

### (構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

### (権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算ならびにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要な事項

### (開催)

第21条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

### (招集)

第22条 総会は、会長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わるることができない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、つぎに掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

## 第5章 役員会

(構成)

第28条 役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第29条 役員会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員総数の2分の1以上の役員から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第31条 役員会は会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 役員会の議長は、会長が当たる。

(議決等)

第33条 この団体の業務は役員の過半数をもって決する。

- 2 役員会の議事については、事務局において議事録を作成し、出席した役員の中から選任された議事録署名人1名以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

## 第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第34条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第35条 この団体の資産は活動に係る事業のものとする。

(資産の管理)

第36条 資産は会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 この団体の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第38条 この団体の会計は、活動に係る事業のものとする。

(事業計画及び予算)

第39条 この団体の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第40条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、役員会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第41条 第39条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、役員会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第42条 会長は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第43条 この団体が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第44条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 事務局

(設置)

第45条 この団体の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 3 事務局の職員は会長が任免する。
- 4 役員は、職員を兼務することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、役員会において定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第46条 主たる事務所には、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款の変更は、総会において正会員総数の過半数が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第48条 この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。



(残余財産の処分)

第49条 解散後の残余財産は、解散を決議した総会で設立された団体に帰属させるものとする。

## 第8章 雑則

(委任)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の決議を経て、会長が別に定める。

### 附則

1. この定款は、この団体の成立の日平成22年7月25日より施行する。

2. この団体の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員	入会金	5000円	年会費	5000円
(2) 賛助会員	入会金	5000円	年会費	5000円

3. この団体の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりにし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成27年7月31日までとする。

(1) 相談役	柏崎育造
(2) 監事(直前会長)	野口義信
(3) 監事(直前副会長)	斎藤 勲
(4) 会長	高橋 荘介
(5) 副会長	宮嶋 喬
(6) 副会長	海老原憲一
(7) 副会長	宮内雅康
(8) 副会長(会計担当)	藤井立秀
(9) 理事	橋本光夫
(10) 理事	鈴木重登
(11) 理事	松崎太郎

4. この団体の設立初年度の事業計画及び予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5. この団体の設立初年度の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から平成27年7月31日までとする。

日本婚礼写真協会

代表者 高橋 荘介

この定款は記載内容に相違ありません

平成 年 月 日

住所

氏名

印

# 日本婚礼写真協会

定款